平成２８年（フ）第１５号
広島市東区温品２丁目12番23―301号　パステルハイム
債務者　堀田　玲子（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
福岡市早良区原団地15番106号、前住所福岡県糸島市波多江駅南１丁目17番11―205号
債務者　小川　修司
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１号
福岡市南区警弥郷１丁目28番24―203号、前住所福岡市南区的場１丁目12番29―106号
債務者　中村　真路
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１６号
福岡市博多区吉塚１丁目21番３―102号
債務者　日高　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２号
沖縄県石垣市字登野城60番地　南海アパート216号室
債務者　洲鎌　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第２号
茨城県守谷市けやき台３丁目27番地11、前住所川崎市高津区久末1491番地９　バースシティ日吉台415
債務者　鈴木　奈々
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３号
茨城県牛久市さくら台３丁目１番地13
債務者　大久保　忍
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第９号
茨城県牛久市岡見町1039番地21、前住所茨城県牛久市南６丁目１番地22
債務者　伊藤　孝行
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
大阪府守口市大久保町３丁目５番５―308号、前住所大阪府守口市藤田町１丁目32番７号
債務者　茅野　優香
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４号
大阪府高槻市大塚町２丁目20番17号
債務者　寒川　一子（旧姓濱屋）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４号
大阪市住吉区山之内１丁目27番13―607号
債務者　明石　康志
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８号
大阪府門真市舟田町51番23号、前住所大阪府門真市舟田町43番20号　コーポラス門真101号
債務者　山本武弘こと　崔　　武弘
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８号
大阪府茨木市水尾２丁目14番18号
債務者　奥畑　政則
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１号
大阪府枚方市茄子作南町252番地の９
債務者　長尾　聡史
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８号
大阪市住吉区殿辻１丁目３番14号　リベルテコーポ保澤　301号
債務者　松浦　静香
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４号
大阪府茨木市園田町９番９号　真倫２―302号
債務者　大嶋　純一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４号
岐阜市本荘西３丁目１番地　（富士ビル305号室）
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
岐阜地方裁判所